

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	地域コミュニティ課
事業番号	1-20	事務事業名	場外車券売場周辺環境整備事業補助

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 市内全域には、自治公民館整備補助制度を設けており、本事業はサテライトを設置するために、地元の環境整備を行うという協定に基づいて行われるものである。迷惑施設といわれる特定施設の設置に伴い、特定地域に配慮した制度であり、他の地区との不公平感は生じないものである。(①)
- (2) 対象地域を限定することについては、現在、この周辺地域には59の自治公民館があり、老朽化した自治公民館の改修事業に活用したのは4事業しかなく、今後老朽化した自治公民館の改修等が見込まれる。対象地区の環境整備等がほぼ終了した段階で、対象地区のエリアの見直しを行っていく。(②)
- (3) 市内全域にも自治公民館の補助制度があり、本事業は特定地域に配慮した制度として限られているため、他の自治公民館との格差が生じているとは言えず、補助の上限は下げられない。(③)
- (4) 地域負担があるので、積み立て等の計画的な事業実施が行われているところである。この地域には71自治会と59自治公民館があるが、これまでこの事業に取り組んだのは、34自治会、4公民館、9団体であり、今後も建物の老朽化による改修が見込まれている。平成21年度は各団体・各自治会の事業実績が少ないが、平成20年度は15件(補助金額690万円)の申請があり、平成22年度も、現在7件(補助金額約500万円)の申請を受けている(平成16年度からの年平均補助額は、930万円)。(④)
- (5) 平成21年度のみが事業申請が少なかつただけで、今後も事業実施が見込まれており、補助の役割は完了していない。なお、本事業の周知をさらに徹底し、ニーズ調査等も的確にしていく。(⑤)
- (6) 本事業の趣旨から特定地域の補助制度であり、本事業の役割は終了していないため、全市民の事業に使うことはできない。(⑥)